

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成20年9月9日、鎌倉市台四丁目11番36号先路上で発生した、環境部今泉クリーンセンター所属のじん芥収集車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成21年 2 月 18 日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

- 1 損害賠償の額 111,111円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- 3 処分の日 平成21年1月5日